

[研究ノート]

## 男性人身取引被害者保護システムの確立にむけて

佐々木 綾子

はじめに

2011年7月、タジキスタンに中央アジアで初めての男性人身取引被害者専用シェルターが創設された。同地域の人身取引被害者の約69%が男性で、その内90%以上が労働搾取の被害を受けていたとの調査結果が創設の背景である<sup>(1)</sup>。

これまで、「他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送するなどの行為」<sup>(2)</sup>である人身取引 trafficking in persons の被害者は「8割が女性」との定説があった。2000年11月、国際組織犯罪防止条約とともに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（以下、人身取引議定書）が国連で採択され、女性の性的搾取目的に限らない人身取引の国際定義<sup>(3)</sup>が示された後も、日本を含む多くの国で「女性8割説」は一般的な認識であった。

しかし近年、男性の人身取引に意識的に取り組む国々では男性被害者の認定が増加している<sup>(4)</sup>。また、2010年米務省発行の『人身取引報告書 Trafficking in Persons Report（以下、TIP 報告書）』では、女性被害者の比率は56%とされ<sup>(5)</sup>、「女性8割説」も崩れつつある。国際定義を採用する日本では、2009年12月に犯罪対策閣僚会議が発表した「人身取引対策行動計画2009」（以下、行動計画2009）で男性被害者等の保護施策に関する検討を行う<sup>(6)</sup>としたものの、2012年現在、具体的な保護施策は未成立なままだ。2010年に少なくとも3名の男性被害者が警察に保護されていたが厚生労働省の被害者保護の対象とはされなかった<sup>(7)</sup>ことから、当該施策の整備は大きな課題である。

日本における男性被害者保護の最大の問題点は、被害者保護の枠組みとなっている婦人保護事業が、生物学上の男性にシェルターを提供できない上、入所者以外への支援の提供を想定していないことだ。同事業以外に、既存の社会福祉法制度体系に沿って男性人身取引被害者の保護を考えると、「外国人」や「暴力被害者」等の括りを「対象集団」と規定する等の新たな枠組みの創設が必要になる。従って、社会福祉法制度体系に拠らない形での保護システム確立の検討も求められる。

本稿では、女性に限定されない人身取引被害者保護システムの確立にむけて、男性の人身取引に関する先行研究から基礎知識を得た上で日本の対応現状と課題を提示し、婦人保護、労働者保護、犯罪被害者保護という3つの観点から男性被害者保護の課題を明らかにする。

## 1. 男性人身取引被害者に関する先行研究

### 1) 調査研究の状況

Goździak と Bump<sup>(8)</sup>は、種々のデータベース及び出版カタログを利用し、人身取引について英語で書かれた文献を検索、2008年の調査時点で適切なもの741件を同定し、成人男性の人身取引については論文の5.5%、報告書でも10.3%しか言及しておらず、調査研究が進んでいるとはいえないことを指摘した。Rosenberg<sup>(9)</sup>は、この理由として、被害者の多くが「不法移民」とされたまま、人身取引は女性が遭う被害だとの強い認識によって、男性の被害が認識されていないことを挙げている。

一方 Dennis<sup>(10)</sup>は、2002年から2007年に出版されたセックスワークや売春、性売買に関する英語論文166件の文献調査から、ほとんどが男性のセックスワーカーの存在を認識していないことを指摘し、米国では「売った」罪に問われた逮捕者の20%、フランスでは30%を男性が占めるなかで、成人男性の人身取引や強制売春被害が想定されていないことを批判している。「女性に対する暴力」という視点は、女性に対する直接的暴力のみならず構造的暴力の存在を可視化させ、女性の人権擁護と地位向上に貢献してきたが、そこでの「男性加害者」と「女性被害者」という固定化された配役は、男性に対する暴力の存在を更に見えにくくさせてしまったのかもしれない<sup>(11)</sup>。

他方で佐々木は、日本において男性の人身取引が近年まで認識されなかった背景を、「人身売買」という現象と政府及び社会の対応、“trafficking”の日本語訳の変遷と「人身取引」という用語の形成に注目した分析によって明らかにした。1952年の内閣府中央青少年問題協議会による「いわゆる人身売買」の定義<sup>(12)</sup>では男性・男児も被害者とされたが、やがて売春の禁止と非合法化が問題解決方法とされ、その流れで女性の「ジャパゆき」さんが遭う管理・強制売春被害を人身売買と呼ぶようになった一方、男児が搾取された仕事内容が職業訓練効果を持つと見做されていたことが男性被害を「人身売買」から切り離すのに貢献した<sup>(13)</sup>。更に、2002年に男女共同参画局に設置された女性に対する暴力に関する専門調査会での「女性に対する暴力」に焦点化した人身取引問題の議論結果が、2004年の人身取引関係省庁連絡会議の発足時に参照され、2005年の「人身売買罪」の創設を議論した法制審議会刑事法部会では、「売買」に替わり「支配」等別の訳語が考慮されつつも、結果として「人身売買罪」が採用され、人身売買と人身取引が同義ないし代替可能なものと認識されるような状況を伴って政策が推進されたことが、男性人身取引の認識の遅れの背景にある<sup>(14)</sup>。なお日本は、人身取引議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約の批准に必要とされる共謀罪（あるいは参加罪）の創設の難航を主な理由とし<sup>(15)</sup>、2012年現在、議定書も未批准である。

男性人身取引被害は、その認識の難しさに留まらず、実際の保護支援上の困難も伴う。例えば近年まで、米国では人身取引は性的搾取目的で女性を取引するものとの認識が強く、男性被害者には人身取引とは別の枠組み（移民、雇用差別、ホームレス等）で適用可能なサービスを活用する支援が実施されてきた<sup>(16)</sup>。その中では、支援成果が「人身取引被害者支援の成果」として統計に反映されず、支援方法を体系化して支援者間で共有していくという作業が進みにくかった。かくして男性被害は支援現場においても「例外」として扱われるという循環を脱しにくかったのである。

## 2) 調査研究結果からの知見

ベラルーシ、カザフスタン、セルビア出身の被害男性及びロシアに取引された被害男性を対象とした Rosenberg の調査によれば<sup>(17)</sup>、年齢のわかった被害者1,270名のうち40%は18~29歳で、93%が50歳未満、80%近い被害者が経済的な理由で移住を決め、自身の生活状況を「貧しい」あるいは「大変貧しい」と評している。ウクライナでは、95%が移住前（人身取引前）に常勤的な仕事についていたが、被害後に帰国した者の41%しか雇用状態になく、69%が移住前よりも経済状態が一層悪くなったと答えた。また、同国の男性被害者の65%が何らかの形で経済的な補償を求めたが、成功した者はいなかった。

女性の場合は警察や入国・移民管理局等の手入れによって発見される被害者が多いが、ウクライナの男性被害者の46.9%、ベラルーシでは77.6%が自ら逃れている（2004~2006年の調査時点）<sup>(18)</sup>。また、ウクライナでは64%の男性被害者が帰国支援を受けずに帰国しており（2009年の調査時点）、この値は女性被害者と比較すると2倍になる。さらに、IOMが行ったタイの漁業における人身取引に関する調査<sup>(19)</sup>結果からは、家族への送金等の経済的理由から、身体的・精神的に回復後すぐに働くことを望む男性被害者が多く、保護されたシェルターから逃げだし、加害者訴追への協力も得られないことが分かった。

男性被害者がシェルター滞在を望まないことに関連し、Rosenberg はシェルター入所に基づく支援ではなく、移動クリニックやドロップ・イン・センター、地域コミュニティの資源を利用した支援等、別の場所に滞在しながら支援を受けられる支援モデルの構築や、家族を対象とした起業支援等、家族を巻き込んだ支援の必要性を提言している。

## 2. 日本における保護支援の現状と課題

### 1) 保護支援の現状

2011年8月の西日本新聞は、熊本県内で発見された男性人身取引被害者が現在の枠組みでの保護対象とならず、民間団体が全額費用負担して保護し、約10日後に帰国したことを報じている<sup>(20)</sup>。男性被害者の保護について筆者が警察庁担当者へ問い合わせたところ<sup>(21)</sup>、2010年には3名の男性が人身取引被害者としてA県の警察に保護されていた。本件は2012年現在、刑事事件としては未解決なままであるため、県名や被害者の国籍に関する情報は記載しないが、以下で概要を紹介したい。

A県の警察本部によれば、当該事犯では13名の同国出身の被害者がパブで搾取されており、3名の男性はいずれも18歳以上で、日本での就労に問題のない資格を有していた。保護時、3名のうち2名はボーイとして皿洗いなども担当し、1名は性的マイノリティであり、ホステスとして搾取されていた。被害者たちは「日本のお父さんに会わせてあげる」「月20万程度の仕事を探してあげる」と誘われ、来日を決意した。男性被害者たちは、警察の保護後、県内の教会で短期的に滞在し、適切な支援を受けることができた。その後、同県に住む同国出身のBさんが自宅で3名の面倒をみると申し出たため、Bさん宅に居住することになった。さらに、3名はBさんの支援により新たな就労先を探し、国内に滞在することになったという<sup>(22)</sup>。

本事例は、地域の資源を活用した実践例だが、同国出身者あるいは被害者の文化的背景を理解し、母国語で安心してコミュニケーションが取れる人物が近くに見つからない場合や、近くに存

在していたとしても必ずしも被害者の力になるとは限らないこと<sup>(23)</sup>、とりわけ性的な被害を受けた男性被害者の場合には同国人コミュニティからの支援も受けにくいだろうこと等を考慮すると、実践モデルとして共有するには課題が多い。また本事例の場合には、Bさんが就労を含み、無償での支援を申し出たが、被害者の滞在費等の帰国までの経済的負担や諸手続きに関する業務責任分担は未解決なままである。

これまで日本では、保護した人身取引被害者が帰国を希望する場合にはIOMと連携し、円滑な帰国に向けた支援をしてきた。2005年の帰国支援開始後2010年7月現在までに、男性を1名支援している<sup>(24)</sup>が、この男性の詳細は不明である。一方、「帰国しなかった（できなかった）被害者」に関する情報については把握できず、各種統計から推測するしかない<sup>(25)</sup>。「被害者の安全な帰国」を目標とするなかでも、包括的な人身取引対策推進のためには、帰国しなかった被害者に関する情報の蓄積と分析は必要不可欠である。

## 2) 今後の課題

人身取引被害者保護施策は、出入国管理上の身分の保護を大前提とし、理論的には、婦人保護、労働者保護、犯罪被害者保護という3つの観点から考えられる。本稿の最後に、今後男性被害者保護システムの確立という大きな課題に取り組むためのワンステップとして、上記の観点での見直しと障壁について考えてみたい。

### (1) 婦人保護：事業の対象把握と領域別社会福祉の見直し

売春防止法に規定され、「売春を行うおそれのある女性」（要保護女子）を対象としてきた婦人保護事業は、厚生労働省の数回にわたる通達によって対象の拡大がなされてきた。堀は、法的な対象と通達によって拡大された現実の利用者との乖離に伴う近年の利用者の抱える問題の多様化が、同事業の趣旨及び専門性を曖昧にしていると指摘する<sup>(26)</sup>。一方で、人々の持つ属性や置かれた状況で分けられた「それぞれの福祉」領域のなかで社会福祉の制度、実践及び研究が発展し<sup>(27)</sup>、その領域別に対象を捉えてきたことは、それに当てはまりにくい人身取引のような問題を社会福祉に位置付けることを困難にしている。

もちろん、日本の社会福祉が「外国人」を支援対象としてこなかったことの影響は大きい。1993年、日本社会福祉学会は「国際化時代の社会福祉と課題」を大会テーマとし、研究委員会を設けて日本国内のオーバーステイの外国人労働者と社会福祉に関する共同研究を行ったが<sup>(28)</sup>、2012年現在の政策や福祉行政の現場にその成果が十分反映されているとは言い難い<sup>(29)</sup>。密入国と人身取引の境界が国際レベルでも大きな課題と認識されているように<sup>(30)</sup>、日本国内の様々な背景をもつ不法滞在者のうち、人身取引被害者が優遇されて然るべきという論拠も未だ存在しない<sup>(31)</sup>。そのような中では、既存の社会福祉法制度の準用より、基金的な支援制度を新たに創設したり、人道支援という考え方に基づく支援策を模索する方が実現性は高いかもしれない<sup>(32)</sup>。

現在、人身取引被害者の保護は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が担当しているが、当該課は婦人保護事業のほか、児童の養護や母子・寡婦の福祉の増進、DV被害者保護等、幅広い業務を担う<sup>(33)</sup>。当面、同事業内で民間団体への一時保護委託システムを男性被害者保護に準用する可能性も考えられるが、将来的には抜本的改革を行わなければ事業の趣旨はますます混迷し、課の業務は煩雑になり、婦人保護と人身取引被害者保護双方に悪影響を及ぼしかねない。

女性が抱えやすい福祉問題すべてを婦人保護事業で対応しようとするにも明らかな歪みが生じている<sup>(34)</sup>。「売る側」となる男性を想定しない売春防止法を根拠とする婦人保護事業の枠内ではなく、差別や暴力や貧困の連鎖を生み出し得る様々な要素を加味した上で、権力や支配、セクシュアリティの多様性といった観点から人身取引被害者支援策を練る必要がある。それは「女性福祉」や「児童福祉」ではなく、「社会福祉」の最大の課題である。

### (2) 労働者保護：技能実習生、外国人労働者、性風俗産業従事者への経済的補償

2007年発行のTIP報告書によって、日本の外国人研修・技能実習生制度にみられる拘束、賃金未払い、超過労働等の実態が人身取引の要素を限りなく含んでいることが指摘され<sup>(35)</sup>、それ以降、当制度の問題が人身取引との関連で言及されたり、その一形態として見做されたりするようになった。行動計画2009は米国の指摘に触れ<sup>(36)</sup>、その後当該制度の見直しも行われた<sup>(37)</sup>。こうした側面からは、少なくとも現在の技能実習生制度を通して人身取引と言い得る被害に遭う人々については、「労働者」として最低限の保護を受けられるよう、公的対応がなされたと言えなくはない。

しかし労働搾取への対応という観点からみれば、当該制度だけではなく、日本のあらゆる産業における外国人労働者の差別的扱い方が問題であることは多くの先行研究、実態調査等が指摘している<sup>(38)</sup>。一方、性風俗産業における被害については、「労働者」という観点を持ち込んだ時点で「セックスワーク論者」としての立場表明と解釈され、売春とセックスワークをめぐる長年の論争を突破しなければ前に進めなくなってしまう。未だ確固たる立場表明ができないでいる筆者は<sup>(39)</sup>、しかしながら、立場を保留しつつも性風俗産業において人身取引被害を受けた人々の「移住の動機」が主に経済的理由であり、被害者の多くが「未払い賃金もしくは報酬を支払ってほしい」という訴えを持ち、帰国後にも経済的困難を経験していること<sup>(40)</sup>を重く見る必要があり、「出稼ぎ」の失敗が、本人やその周りに及ぼす影響を重要視すべきだと考える。その上で、「法的な労働者」ではなく、被害者の主観的な労働者観とそれに基づく訴えに対する経済的な補償を得られる仕組みと体制の確立が急務であると思う。「未払い賃金」なのか「損害賠償金」なのかを決定するための論争や運動とは別に、被害者が得るはずだった経済的利益を加害者の財産の没収や基金等によって保障する等して確保できる道を模索し、前例をつくる必要があるのではないだろうか<sup>(41)</sup>。

### (3) 犯罪被害者保護：男性被害者を想定した施策の確立

行動計画が発表された2004年には犯罪被害者基本法が制定され、2011年3月の第2次犯罪被害者基本計画には、人身取引被害者の保護を内閣官房が主体となって推進することが明記されている<sup>(42)</sup>。外国人労働者や技能実習生の搾取に関しては、雇用者（加害者）側が残業代未払い等、労働基準法違反で訴追されることはあっても刑事罰を受けたことが過去にない<sup>(43)</sup>ことから、当該枠組みにおける人身取引被害者保護への障壁は大きいが、犯罪被害者として男性人身取引被害者を想定することは必須である<sup>(44)</sup>。加害者への適切な刑罰が犯罪の抑止に繋がるという前提に立てば、加害者とその加害状況を最もよく知る被害者を性別に拘わらず保護し、訴追に役立てることは優先されて然るべきである。

## おわりに

本稿では、男性人身取引被害に関する先行研究を概観し、日本における対応の現状と課題について、婦人保護、労働者保護、犯罪被害者保護という3つの観点から提示することを試みた。男女共同参画の視点が導入され、女性に対する暴力という観点から様々な問題が取り上げられるようになったが、女性は依然として社会的弱者であり、残念ながら、性別ないしジェンダー役割ゆえの苦労や被害が後をたたない。そうした中では、男性被害者保護の検討は時期尚早である、優先事項ではないとの見方もあるだろう。とりわけ日常的な性暴力や搾取が「ジェンダー」ゆえに正当化される国々での女性の被害と、日本での労働搾取目的の男性被害を「人身取引」として同列に語ることに困難や「戸惑い」が付きまとうことは否めない。

だが一方では、「ジェンダー」を取り巻くこれまでの知識、研究、実践こそが、男性被害者を見えにくくしてきたことも事実である。男性被害者は現実に存在しており、女性に比べてその被害が「軽い」わけではない<sup>(45)</sup>。男性被害者の発見と適切な保護支援には、婦人保護事業とは異なる保護支援枠組みの創設、性別や国籍に拘わらない労働者保護の徹底、性風俗産業での被害者の主観的な労働者観に基づく訴えへの経済的補償システムの確立と、男女に拘わらない犯罪被害者保護施策の充実が必要である。

## 注

- (1) Moldobaeva, Bermet, *First Shelter for Male Victims of Human Trafficking Opens in Central Asia (IMPACT blog)*, <http://blog.usaid.gov/2011/07/first-shelter-for-male-victims-of-human-trafficking-opens-in-central-asia/> [2011/08/02].
- (2) 入国管理局による「人身取引」の説明。 <http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/> [2012/ 1 /15]。
- (3) 議定書第3条(a)。暴行や脅迫等の手段により、性的搾取や強制労働に人を従事させたり臓器摘出等によって経済的利益を得るための一連の行為が「人身取引」と定義されている。外務省訳参照。
- (4) Rosenberg, Ruth, *Best Practices for Programming to Protect and Assist Victims of Trafficking in Europe and Eurasia*, Creative Associates International, Inc.& Aguirre Division of JBS International, Washington D.C., 2008, p.7.
- (5) U.S. Department of States, *Trafficking in Persons Reports*, 2010, p.34.
- (6) 犯罪対策閣僚会議『人身取引対策行動計画2009』、2009年、11頁。
- (7) 警察庁保安課及びA県警察本部生活環境課への問い合わせ（2011年6月）。
- (8) Goździak, Elżbieta, and Bump, Michan, *Data and Research on Human Trafficking: Bibliography of Research-Base Literature Final Report September 2008*, Washington D.C., 2008.
- (9) Rosenberg, Ruth, *Trafficking of Adult Men in the Europe and Eurasia Region*, Creative Associates International, Inc.& Aguirre Division of JBS International, Washington D.C., 2010, pp.6-7.
- (10) Dennis, Jeffery, Women are Victims, Men Make Choices: The Invisibility of Men and Boys in the Global Sex Trade, *Gender Issues* ,25, 2008, pp.11-25.
- (11) 関連し、女性被害者を想定してきた性虐待は男性被害者が認識されにくく、二次被害も起こりやすいとの指摘がある。例えば、宮地尚子「男児への性的虐待：気づきとケア」『小児の精神と神経』46巻1号、2006年、19-29頁。
- (12) 「いわゆる人身売買」は「児童をして、その福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務

- を提供させ、その対価として金銭・財物・その他を給付することを内容とする契約・またはこれをあつせんする行為」として定義された。労働省婦人少年局『年少者の特殊雇用慣行－いわゆる人身売買の実態－』労働省婦人少年局、1953年、10頁。
- (13) 佐々木綾子、「『人身売買』の定義再考にむけて－『いわゆる人身売買』と労働搾取問題」『大原社会問題研究所雑誌』627、2011年、30-44頁。
- (14) 佐々木綾子、「日本の人身取引をめぐる政策過程の分析－2004年行動計画策定までを中心として」『上智大学社会福祉研究』36、2012年、53-71頁。
- (15) 法務省「『組織的な犯罪の共謀罪』の創設が条約上の義務であることについて [http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji35-1.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji35-1.html) [2012/08/10]。
- (16) 佐々木綾子「米国における『人身取引』問題－『実態』をめぐる語りの変遷」一橋大学大学院社会学研究科博士学位論文、2010年、124-125頁。
- (17) Rosenberg, *op.cit.*, 2010. 以下、特に注をつけない限り、調査結果は本文献からの引用。
- (18) Rosenberg, *op.cit.*, 2008, p.81.
- (19) International Organization for Migration, *Trafficking of Fishermen in Thailand*, 2011.
- (20) 「人身取引 保護されず、フィリピン人‘男性ホステス’性別の壁」『西日本新聞』2011年8月21日。
- (21) 注(7)の通り、筆者は2011年6月、A県警察本部生活環境課への電話による問い合わせを行った。事例は問い合わせに基づくもので、掲載許可を得ている。
- (22) 2011年8月現在、3名の状況はA県警では把握していない。
- (23) 被害者が属するエスニックコミュニティや大使館等が、被害者を「恥」としたり、コミュニティ内部に被害者と繋がる人物がいたりする危険性もある。
- (24) 警察庁主催「第8回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」(2011年7月22日、三田共用会議所)資料。
- (25) 例えば警察が保護した被害者数とIOMの帰国支援実績から推測すると、同期間保護者308名の被害者のうち少なくとも103名はIOMの帰国支援を受けていないことになる。警察庁保安課「平成22年中における人身取引事犯について」2011年及び *ibid.*
- (26) 堀千鶴子「婦人保護事業の対象把握をめざして」林千代編『「婦人保護事業」50年』ドメス出版、2008年、162頁。
- (27) 岩田正美「＜個人＞と＜社会＞、その統合としての社会福祉の諸概念－社会福祉学原論ノート」『人文学報』1998年、18頁。
- (28) 日本社会福祉学会『社会福祉における国際協力のあり方に関する研究 基礎研究篇』1994年及び日本社会福祉学会『社会福祉における国際協力のあり方に関する研究 理論・実践編』1997年。
- (29) ただし、社会福祉専門職に「外国人」への興味関心が全くないということではない。例えば日本社会福祉士会には、国際・滞日外国人支援委員会が設けられ、問題の検討と支援法を検討している。
- (30) Hathaway, James C. The Human Rights Quagmire of “Human Trafficking”, *Virginia Journal of International Law*, 49(1), 2008, pp.5-7.
- (31) 前掲、佐々木、2012年、64頁。
- (32) 平成23年度厚生労働科学研究費補助金「DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」(研究代表者：戒能民江) 関係者研究会(平成23年12月18日)での議論から。
- (33) 厚生労働省令第1章第2節第三款第八目(第91-99条)。

- (34) 平成23年度厚生労働科学研究費補助金「DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」(研究代表者:戒能民江)によるシンポジウム「DV法から10年－女性支援政策の現状と課題」(平成23年12月18日、お茶の水女子大学)における議論から。
- (35) U.S. Department of States, *Trafficking in Persons Reports*, 2007, P.124.
- (36) 犯罪対策閣僚会議、前掲書、2-3頁。
- (37) 法務省入国管理局「研修・技能実習制度の問題点と今後の措置」(参考資料)及び「現行制度と制度見直し後の受入れ概要の比較」(参考資料)『研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定等』<http://www.moj.go.jp/content/000033318.pdf> 及び <http://www.moj.go.jp/content/000033319.pdf> [2011/07/01]。
- (38) 例えば移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『多民族・多文化共生社会のこれから NGOからの政策提言<2009年改訂版>』2009年、現代人文社・大学図書。
- (39) 立場は保留しつつも、青山の主張には概ね共感する。例えば青山薫「セックスワーカーの人権・自由・安全-グローバルな連帯は可能か」辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性第1巻 かけがえのない個から 人権と家族をめぐる法と制度』2011年、岩波書店。
- (40) 例えば人身売買禁止ネットワーク & お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」『日本における人身売買の被害に関する調査研究』、2005年。
- (41) 米国やベルギーの例参照。人身売買禁止ネットワーク『「人身売買被害者支援の連携の構築-地域、国境を越えた支援に向けて」調査および活動報告書』2007年、44頁。
- (42) 『第2次犯罪被害者等基本計画』38頁。<http://www8.cao.go.jp/hanzai/pdf/info230325-dai2keikaku.pdf> [2011/06/30]。
- (43) 日本学術振興会科学研究費基盤研究B「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」によるシンポジウム(平成23年12月10日-11日、立命館大学)における鳥井一平氏による発表と質疑応答から。
- (44) 関連し、宮地は「強姦」の定義再考を提起している。前掲、2006年、27頁。
- (45) 人身取引被害者は含まれていないが、男性に対する性暴力の影響やその治療法に関しては、リチャード・B・ガートナー『少年への性的虐待-男性被害者の心的外傷と精神分析治療』宮地尚子ほか訳、作品社、2005年(Gartner, Richard, *Betrayed as Boys: Psychodynamic Treatment of Sexually Abused Men*, Guilford Press, 1999)に詳しい。

[査読を含む審査を経て、2012年10月2日掲載決定]

(日本学術振興会特別研究員)